

令和 4年 5月13日

建設消防委員会

上下水道部お客さまサービス課

水道料金の債権放棄について

1. 趣 旨

水道料金の未収金については、督促状や催告状の送付、現地訪問による折衝を経て、最終的には給水停止措置を行い、未収金の削減に努めている。

しかし、一部には無届転居による所在不明や破産・廃業等により回収が困難になっているものがあり、権利を放棄しない限りいつまでも債権が残ることになる。

これらの債権について、令和4年3月22日に開催された上下水道部債権処理検討庁内委員会において債権放棄妥当と判断されたことから、浜松市債権管理条例に基づき債権放棄を行った。

2. 放棄年月日 令和4年3月31日

3. 適用条項 浜松市債権管理条例第12条第1項各号

4. 放棄債権の内訳

放棄理由	人数	件数	金額	参考(前年度)
破産事件の終結	20人	39件	123,530円	1,045,535円
廃業等	8人	17件	43,940円	16,938円
死亡	70人	127件	232,661円	145,398円
転居先不明等	658人	1,246件	2,652,752円	1,986,965円
その他(※)	101人	208件	1,242,171円	1,087,561円
計	857人	1,637件	4,295,054円	4,282,397円

(※) 2年の消滅時効が到来した後も徴収努力したが完納に至らず、下水道使用料の消滅時効に合わせ債権放棄したもの。